

令和 8 年 度
市役所本庁舎旧売店
トライアル・サウンディング
実 施 要 項

令和 8 年 6 月

市役所本庁舎旧売店トライアル・サウンディング実施要項

1. 概要

トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後には、施設の立地条件、使い勝手、施設の課題等をフィードバックし、公共施設の今後の活用方針の検討につなげることを目的としています。

本要項は、上田市トライアル・サウンディング実施指針に基づき、市役所本庁舎旧売店トライアル・サウンディングに関して必要な事項を定めるものです。

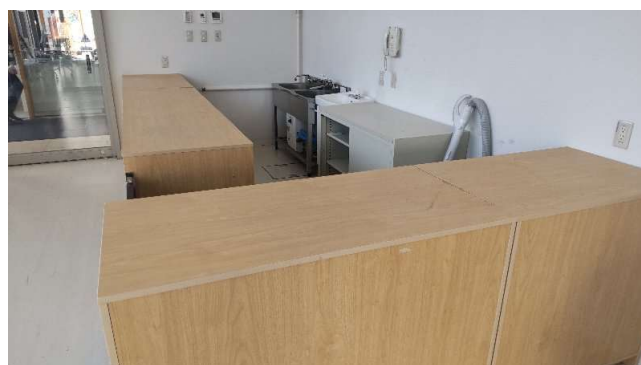
2. 対象施設について

市役所本庁舎内の旧売店は、令和3年5月の新庁舎建設に伴い、ヤマザキショップとして営業を開始し、令和8年3月をもって閉店となりました。

現在、当スペースには、飲料自動販売機2台及び軽食自動販売機1台を設置し、また、昼食の時間帯には、上田市職員互助会、市内福祉事業所によるお弁当等の販売を行っています。

しかし、昼食の時間帯以外は、当スペースが有効利用されておらず、また、職員の福利厚生や来庁者等の利便性の観点からも物販等の充実を図る必要があります。

職員や来庁者等の利用者が多いというポテンシャルを最大限に引き出すため、民間活力導入による施設の有効活用を検討しています。

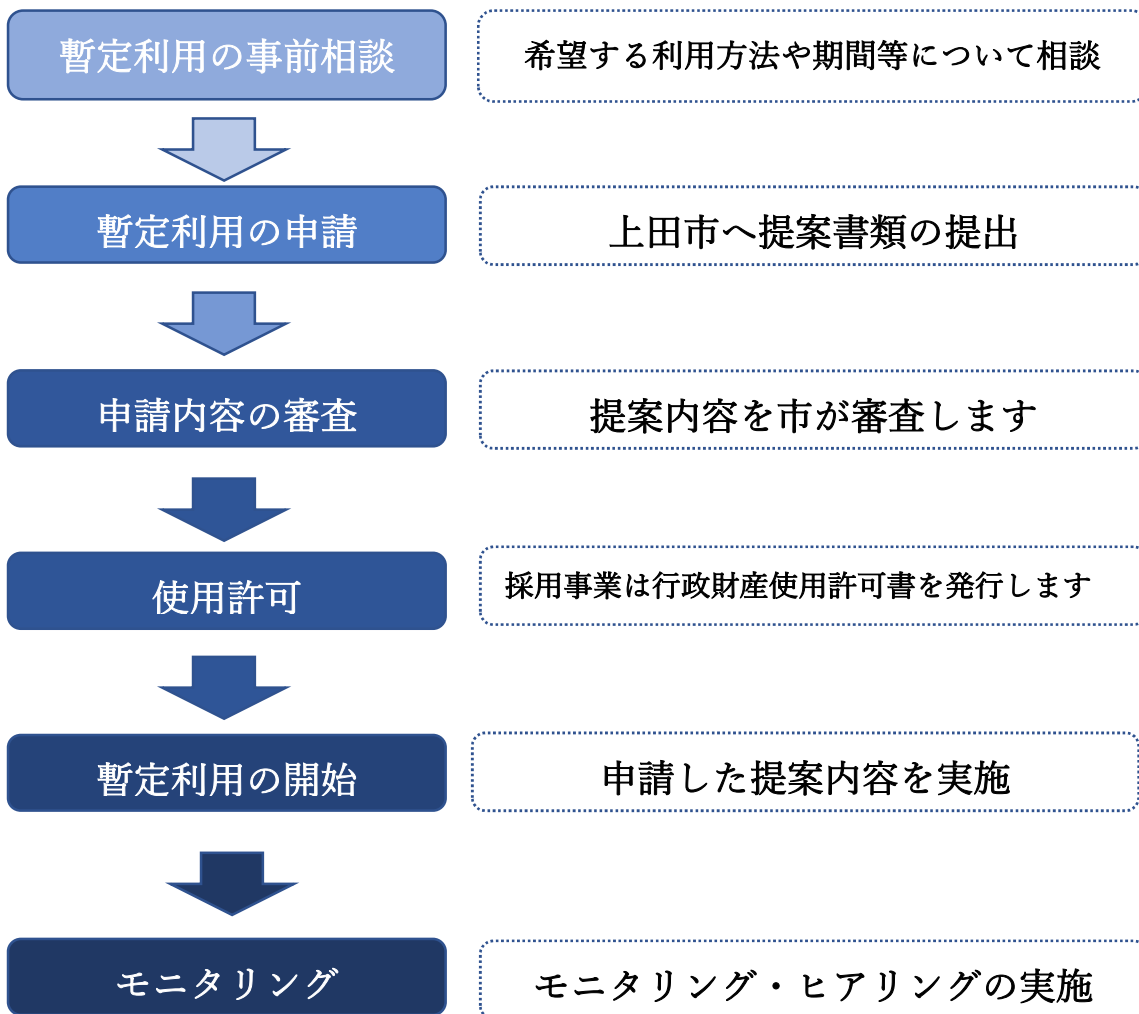


施設名	市役所本庁舎旧売店
所在地	上田市大手一丁目11番16号
所管課	総務部 行政管理課
旧売店面積	71.35㎡

3. スケジュール

日 程	内 容
令和8年6月1日(月)～	実施要項の公開
令和8年6月1日(月)～ 令和8年7月31日(金)	募集受付期間 ※募集期間は、応募状況により予告なく変更する場合があります。
令和8年6月15日(月)～ 令和9年2月28日(日)	暫定利用可能期間(利用期間は、1団体あたり1ヶ月～3ヶ月程度) ※暫定利用の応募状況により予告なく変更する場合があります。
暫定利用後随時	トライアル・サウンディングに関するヒアリング・実績報告書の提出

4. トライアル・サウンディングの流れ



5. 参加要件等

①参加者の条件

- (1) トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、申請内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。
- (2) 利用希望者は、単独またはグループ(複数の企業・団体等の共同体をいいます。)とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

②利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、上田市から一般競争入札への参加資格を取り消された者。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者。
- (3) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている者。
 - ・破産者で復権を得ない者。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが無くなるまでの者。
- (4) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者及び同条第2号に規定する暴力団員。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 上田市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱(平成22年告示第80号)に基づく指名停止期間中の者。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消された者。
- (7) 市税その他租税を滞納している者。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

③応募に関する留意事項

(1)費用負担

- ア) 応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。
- イ) 施設使用料は、原則免除とします。
ただし、暫定利用に係る一切の経費は、暫定利用者の負担とします。

(2)提出書類の取り扱い・特許権等

- ア) 提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- イ) 利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。
また、第三者に情報を漏らしません。
- ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

(3)法令等の順守

提案にあたっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(4) その他

暫定利用の実施は、原則、庁舎開庁日としますが、協議のうえ庁舎閉庁日の実施も可とします。
昼食の時間帯は、上田市職員互助会、市内福祉事業所によるお弁当等の販売を行っています。
旧売店内の水道の利用は可としますが、火気の利用は不可とします。
暫定利用の実施にあたっては、施設所管課と十分協議のうえ行うこととします。

6. 提出書類関係

No	提出書類名	様式等
1	行政財産使用許可申請書	【様式1】
2	事業計画書	【様式2】
3	誓約書	【様式3】
4	暫定利用者に係る基本情報	【様式4】
5	実績報告書 ※暫定利用後に提出	【様式5】

※必要に応じて、現地調査や事前相談を事務局で受け付けています。

7. 提案の要件

①提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 確実に実施できる利用内容であること。
- (2) 施設利用者の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- (3) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

②提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (1) 政治的または宗教的活動
- (2) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (3) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (5) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動

③提案内容の期間

施設使用期間は、提案の内容に関わらず、本市が許可した期間とします。

④提案の資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

8. 提案の審査

①提案審査

提案書類に基づき、行政管理課において審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施します。

②審査結果通知

- (1) 使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可書を発行します。
- (2) 審査結果に対する異議は申し立てることはできません。

9. 事業実施にあたって

①責任及びリスク分担の考え方

暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

②許可書の取り扱い

行政財産使用許可書が交付された暫定利用者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。

なお、使用期間中は、行政財産使用許可書を携行するようにしてください。

③事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

④モニタリング・ヒアリングの実施

利用者は暫定利用中及び利用後に事務局が実施するモニタリング・ヒアリング調査へ積極的に協力することとします。

連絡先

〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号

上田市総務部行政管理課

担当 永井

T E L:0268-71-7830

F A X:0268-25-4100

mail:gyokan@city.ueda.nagano.jp

施設概要

施設名	市役所本庁舎旧売店
所在地	上田市大手一丁目11番16号
旧売店面積	71.35 ㎡
開放時間	午前 8 時から午後 6 時まで (土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く)
運営形態	飲料自動販売機 2 台、軽食自動販売機 1 台 お弁当等販売(上田市職員互助会、市内福祉事業所) ※お弁当等販売は、昼食の時間帯のみ
設備	水道 有 電源 有 冷暖房 有 ※火気の使用は不可